

EC および EC 国民経済計算体系について

山 下 正 毅

Ⅰ. ヨーロッパ共同体の成立まで

ヨーロッパ共同体 (EC) の標準国民経済計算方式である、ヨーロッパ国民経済計算統合体系 (SEC) について述べる前に、本節と次節でヨーロッパを中心とする諸国際経済機構が生成、発展し、ヨーロッパ共同体に至るまでを概観し、あわせてヨーロッパ共同体の機構、性格について書いておくことにしたい。

ヨーロッパが第二次世界大戦の荒廃の中から立ちあがろうと努力を続けていた頃、西ヨーロッパ諸国どうしの経済的協力機構、経済同盟が誕生した。1948年に成立したヨーロッパ経済協力機構 (OEEC)¹⁾と1952年成立のヨーロッパ石炭・鉄鋼共同体 (ECSC)²⁾ である。

ヨーロッパ経済協力機構

1947年6月5日、アメリカ合衆国国務長官ジョージ・マーシャル (George Catlett Marshall, 1880-1959) は、ハーヴァード大学において次のような演説を行なった。すなわち、ヨーロッパ諸国は多額の原料・資材を復興のために必要としているが、それはヨーロッパの支払能力をはるかに超えるものであるから、アメリカはこれ

を援助する用意があり、したがって、その援助を受け入れ側の諸国で運用するための協定と機構が必要である、と。この提案は同月中にヨーロッパ16カ国の受け入れる所となり、ヨーロッパ復興計画いわゆるマーシャル・プラン³⁾の成立をみた。演説中にあった援助受け入れ配分機構として発足したのが、ヨーロッパ経済協力機構 (OEEC) である。1948年4月16日のことであった。OEECの第一の目的はもちろん、マーシャル・プランにもとづくアメリカの援助を受け入れることと、それを各国間に調整配分することであったが、そのほか、加盟16カ国間の貿易量を拡大し貿易自由化を促進すること、関税同盟を結成すること、加盟国相互の経済協力を進めることをも目的としていた。2、3年のうちには、むしろ後者の諸目的の方が主要なものになって行くのである。

通商拡大、貿易自由化は、貿易決済の円滑化なくしては不可能なのであって、ヨーロッパ支払同盟 (EPU)⁴⁾の成立 (1950年) もその目的に沿うものである。EPUはのちにヨーロッパ通貨協定 (EMA)⁵⁾となった (1959年)。

OEECは経済生産力の回復ばかりでなく、加盟国間の貿易自由化、国際収支の好転に相当の

1) ヨーロッパ経済協力機構、欧州経済協力機構：Organization for European Economic Cooperation, OEEC/Organisation européenne de coopération économique, OCDE.
2) ヨーロッパ石炭・鉄鋼共同体、欧州石炭・鉄鋼共同体：European Coal and Steel Community, ECSC/Communauté européenne du charbon et de l'acier, CECA.

3) マーシャル・プラン：Marshall plan/plan Marshall.
4) ヨーロッパ支払同盟、欧州支払同盟、欧州決済同盟：European Payment Union, EPU/Union européenne des paiements, UEP.
5) ヨーロッパ通貨協定、欧州通貨協定：European Monetary Agreement, EMA/Accord monétaire européen, AME.

貢献をし、その後、加盟国数は18ヵ国⁶⁾となった。1961年9月30日には経済協力開発機構⁷⁾(OECD)へと組織が改革、拡大され、アメリカとカナダが新たに加盟したこと、1964年日本もその一員となり、フィンランドは1969年、オーストラリアが1971年に加盟したことは、周知の通りである⁸⁾。

ヨーロッパ石炭・鉄鋼共同体

OEEC は上に述べたような諸目的に向かつて相当の成果をあげはしたけれども、機構の性格はあくまでも、加盟国政府間の協議機関にすぎなかったもので、目的への到達の度合にはおのずから限界があった。つまり、OEEC はひとつの目標や手段・方策を決定して、それを加盟各国政府に強制する力をもつ機関、言いかえると、加盟各国政府から方針、方策の決定権を譲り受けている超国家的な機関ではなかったのである⁹⁾。

その点、1951年4月18日パリでフランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、ルクセンブルク、オランダが設立条約(パリ条約)に署名し、各国の批准によって1952年7月25日成立したヨーロッパ石炭・鉄鋼共同体(ECSC)は、加盟国への強制力を持つ超国家的機関であった。

ECSC は1950年5月9日に、フランス外相ロベール・シューマン(Robert Schuman, 1886-

6) イギリス、フランス、西ドイツ、イタリア、スペイン、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、オーストリア、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、スイス、ポルトガル、ギリシア、アイルランド、トルコ、アイスランド。

7) 経済協力開発機構: Organization for Economic Co-operation and Development, OECD/Organisation de coopération et de développement économiques, OCDE.

8) 現在の OECD が目的とするところは、(a)加盟国の持続可能な最大限の経済成長と雇用、および生活水準の向上を達成し、同時に金融的安定を保持する、(b)世界経済の健全かつ調和的な発展をはかり、とりわけ、発展途上国の開発に寄与する、ということである。

9) 末尾文献のマルシャル [2, p. 229], 日本経済新聞社 [5, pp. 17~18] を参照のこと。

1963) が、石炭と鉄鋼の、フランス、ドイツにおける生産と加盟国間の流通を管理する機構の設立を提案したことに端を発する。この提案はシューマン・プラン¹⁰⁾と呼ばれ、

a. フランスとドイツ(およびその他の加盟国)における石炭と鉄鋼の生産と品質を管理し、

b. フランス、ドイツ、その他の加盟国に共通の条件で石炭と鉄鋼を流通させ、

c. 共同して石炭と鉄鋼の他国への輸出を発展させ、

d. これらの産業における労働者の生活条件の均等化と改善をはかる

ことを目的とする(フランス、ドイツ、その他のヨーロッパ諸国が参加する)機構を設立しようとするものであった。シューマンがこのような提案をしたことの基底には、第一に、(石炭と鉄鋼を主とする)基幹産業について各国共通の目標・政策の作成すれば、これら産業の安定と成長が可能になる、第二に、石炭産業と鉄鋼産業を国際的超国家機関の管理下におくことで、ドイツとフランスの対立(新たな紛争)が避けられる、そして第三は、以上のように経済的安定をめざして、各国の政治的主権を超越した機関が形成されれば、ヨーロッパの政治的統合の基礎づくりができる、という考え方があった。第三のヨーロッパ統合の思想は、長く深い歴史を有するものであって、ヨーロッパにおける経済的な機構あるいは同盟の成立には、必ずどこかにこの思想の影響が見られるのである。

パリ条約において、調印した6ヵ国¹¹⁾は、石炭および鉄鋼について、

a. 関税、輸出入課徴金、輸出入数量制限、等、加盟国間の流通をさまたげる制約を取り除く、

b. 価格設定、配給・流通条件、輸送料、供給者選択に関する、生産者側あるいは購入者側

10) シューマン・プラン: Schuman Plan, /plan Schuman.

11) フランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク。

の差別的慣行は廃止する、

c. 政府による補助金、助成金は廃止する、

d. その他、市場の円滑な運行をさまたげる慣行を廃止する、

ことを約したのである¹²⁾。ECSCの主要な機関を列挙すると次の通りである¹³⁾。

(1) 最高機関¹⁴⁾ ECSCの常設執行機関で、加盟各国政府の任命する委員によって構成され、多数決による決定事項はすべての加盟国に対し拘束力を持つ。(加盟国は最高機関の超国家性を尊重することを約しているからである。)重要事項についてはあらかじめ諮問委員会¹⁵⁾にはからなければならぬ。諮問委員会には、石炭・鉄鋼関係の生産者、労働者、ユーザー、取扱業者の代表から成る委員会である。

(2) 共同総会¹⁶⁾ 加盟各国議会の任命する代議員から成り、最高機関を監督する。

(3) 閣僚理事会¹⁷⁾ 最高機関と加盟各国政府の関係を調整する機関である。加盟国政府の代表によって構成される。

(4) 司法裁判所¹⁸⁾ パリ条約が各国政府、企業、個人によって守られているかを裁定する。裁判官は加盟各国政府の合意により任命される。

ECSCは、条約に規定された領域について、超国家的権限を与えられてはいたが、実際に活動を行う過程で、各国の主権あるいは国益とECSCの方針に乖離がないというわけではなかった。それはたとえば、ECSCの内部では加盟国の国民的利益・主権を代表する機関としての閣僚理事会の権限が、規程の上では最高の決定機関である最高機関よりも強くなる、といった形であらわれた。(1958年の石炭危機などは、

この矛盾が顕在化した例である。)とは言え、ECSCはヨーロッパの経済的統合、さらには政治的統合という、基底を流れる思想に則して、鉄鋼と石炭の安定的生産と自由な流通を目ざす活動を成功裡に遂行したといえる¹⁹⁾。

ヨーロッパ経済共同体、ヨーロッパ原子力共同体

ECSCの下でのヨーロッパの経済的統合への歩みは著しいものがあつたが、石炭と鉄鋼という限られた範囲を対象としているため、どうしても効果に限界がある。そこで経済全体にわたる共同市場、経済の全部門にわたる統合をめざす活動が、ECSCの成立後まもないうちから始まった。OEECやECSCのもとで、ヨーロッパの貿易自由化、経済力の回復、技術革新が相当進んだとは言え、まだまだ総合的な経済力ではアメリカやソ連に劣り、原子力を中心とする先端的な技術でも米・ソに劣る部分が多かつたということも、共同市場設立が求められる大きな原因となつたであらう。

1955年6月、シシリー島メッシナにおいてECSCに加盟する6ヵ国の外相が会談し、共同市場と原子力共同体の創設、その他の基本方針(メッシナ決議)をまとめたのであつた。ここで、ベルギーのスパーク(Paul-Henri Spaak, 1899-1972)を委員長とする専門委員会がつくられ、共同市場、関税同盟、核エネルギー資源のプール制、等の具体的方法を検討することになった。その成果は、1955年9月に中間報告、1956年4月にはブラッセルで最終報告(スパーク報告)として発表される。その後のECSC6ヵ国の交渉は必ずしもスムーズなものではなかつたが、1957年3月25日、ヨーロッパ経済共同体(EEC)²⁰⁾とヨーロッパ原子力共同体(ユー

12) マティーン [4, p. 131].

13) マティーン [4, p. 135].

14) 最高機関: High Authority/Haute Autorité.

15) 諮問委員会: Consultative Committee/Comité consultatif.

16) 共同総会: Common Assembly.

17) 閣僚理事会: Council of Ministers/Conseil des ministres.

18) 司法裁判所: Court of Justice.

19) マルシャル [2, pp. 234-237].

20) ヨーロッパ経済共同体、欧州経済共同体: European Economic Community, EEC/Communauté économique européenne, CEE. (ヨーロッパ共同市場: Common Market/Marché communとも言う。)

ラトム)²¹⁾の設立を定めた二つの条約、いわゆるローマ条約²²⁾が調印されるに至り、1958年1月から新たに二つの共同体が活動を開始したのである²³⁾。

二つの共同体のうちでは、EECが、包括する範囲の広さ、影響力の大きさにおいて、はるかに重要な意味を持っているので、こちらの方について目的、組織、等を要説しておこう。

EECは、

- a. 加盟国相互間の関税を廃止し、
 - b. 同じく加盟国間の商品の流入(輸入)、流出(輸出)についての量的制限を撤廃し、
 - c. その他上と同様の効果を持つ制約を撤廃し、
 - d. 非加盟国からの輸入に対しては共通の関税を課し、
 - e. 加盟諸国間の労働力や資本の自由な流通をさまたげる障害を取り除く、
- ことにより、共同体全体の調和的発展をはかり、あわせて加盟国どうしの関係を密接にし、加盟諸国の経済政策の整合性を増進させようというものである。

主要な機関として次のものがある。

(1) 理事会²⁴⁾ 加盟各国1名の政府代表から成り、共同体のすべての関連事項の意志決定機関である。

(2) (諮問)委員会²⁵⁾ 13名から成る委員会で、委員は出身国の国益にとらわれず、EEC全体の利益のために行動することが求められる。条約がとどこおりなく履行されているか否かを監視し、理事会のために理事会で決定すべき事項の原案を作成し、理事会を補佐する。

(3) 総会²⁶⁾(ヨーロッパ議会) 加盟国国会

議員の中からえらばれる代表によって構成される。勧告案等を承認し、諮問委員会の年次報告等を検討する。

(4) 司法裁判所²⁷⁾ 条約の解釈および適用にたずさわる。

ローマ条約について注目しなければならないことは、諸機関のつくる法律が、共同体の運営に必要なものに限られるとは言え、加盟各国(場合によっては各国民)を拘束する力を持つということである。これによって、共同体各機関が、限定的ながら、超国家的性格を持つことがわかるのである²⁸⁾。

以上、三つの共同体は当初、それぞれ別個に運営のための諸機関を持っていた。しかし、これでは無駄や不便を伴うので、「統合ヨーロッパ」という大目標のためには、三共同体の機関を一本化する方がよいということが感ぜられるに至る。これは1960年頃から早くも検討が始まり、1965年3月のEEC理事会で、合意が成立した。合意の内容は次のようなものであった。

a. 三共同体の諸機関を1966年1月から統合する。加盟各国は三共同体設立条約を改正するために必要な批准手続き等を、1965年中に完了する。

b. 統合共同体の事務局はブラッセルに置く。

c. ECSCの最高機関、EEC、ユーラトムの(諮問)委員会は、EC委員会として統合される。ただし委員は9名から成り、フランス、西ドイツ、イタリアは各2名、ベルネックス3国は各1名である²⁹⁾。

こうして、統合が最終的に完成したのは、

21) ヨーロッパ原子力共同体、欧州原子力共同体：European Atomic Energy Community, EURATOM, EAEC/Communauté européenne de l'énergie atomique, Euratom, CEEA.

22) ローマ条約：Treaty of Rome/Traité de Rome.

23) 日本経済新聞社 [5, pp. 25-27] による。

24) 理事会：council/conseil.

25) (諮問)委員会：commission./commission.

26) 総会：assembly/assemblée.

27) 司法裁判所：court of justice/Cour de justice.

28) マルシャル [2, p. 239] によれば、EECにおける超国家性は、ECSCにおけるものよりも弱い。ただし、それを適用範囲の拡大がおぎなっている。

29) 日本経済新聞社 [5, p. 43].

1967年7月1日のことであった。ヨーロッパ共同体³⁰⁾(E C)の成立である³¹⁾。

II. ヨーロッパ共同体の機構³²⁾

(1) E C委員会(欧州委員会)³³⁾ ローマ条約や諸機関の採択した規定、等の運用・適用を監督し、理事会に政策や法規を提案し、理事会の決定した規定を実施し、理事会から与えられた権限を行使する³⁴⁾。委員は、任務遂行にあたり、いかなる政府、いかなる機関からも影響を受けないし、これらに対しいかなる指示も求めない。つまりE Cの利益を優先して行動する。

E C委員会は政策や法規を理事会に発議するけれども、立法機関とはみなされない。E Cの立法機関とみなされるべきはむしろ、理事会である。上記のことからすれば、委員会は、共同体の執行機関というべきであろう。

委員の数は、E C発足時は9名であったが、周知のごとく、その後イギリス、アイルランド、デンマーク、ギリシャが加盟したので、現在14名である。委員長1名、副委員長5名となっている。委員は加盟国1国から2名までであって、各加盟国政府が任命する。

(2) 理事会³⁵⁾ E C加盟国の各政府から1名ずつ派遣される構成員から成る。構成員はそれぞれの国の国益を代表すると同時に、共同体機関の一員でもあるから、そこにひとつの役割がおのずから生ずる。つまり、各加盟国の政策・方針の差異を調整し、ヨーロッパ共同体共通の利益となるべき意志決定を行う、ということである。決定の形式は、E C委員会の発議(提案)を受けて決定を行う、という形になっている。

理事会は、規則を作り、命令を定め、予算や国際協定を決定するが、それは(E C)委員会から提出された原案をもとにして行う。決定されたそれらの規則、予算、等は再び委員会に還元され、執行されるのである。

理事会はまた、共同体を構成する国々の経済政策一般を調整する任にあたる。諸共同体の設立・運営に関する条約の条文は、商品・労働力・用役・資本・等の流通・移動の自由、等に関するものである。これらの条文に定められた事項を実現するための規則作りや決定だけでは、共同市場の完成は不可能である。そこで理事会は各国の経済政策の差異を修正するために必要な措置を講じ、補完を行うわけである。

(3) ヨーロッパ議会³⁶⁾ ECSCにおいては共同総会と称し、EEC、ユーラトム成立後は3共同体共通の(拡大)総会となり、1962年からヨーロッパ議会となった。1979年までは、各加盟国議会の任命する代表者から成っていたのであるが、1979年6月、加盟国有権者による直接選挙が行われ、410人の議員が選ばれた。(ギリシャ加盟後434人。)

ヨーロッパ議会の任務として、重要事項につ

30) ヨーロッパ共同体、欧州共同体: European Communities, European Community, EC/Communautés européennes, Communauté européenne, CE.

31) 本節を書くに際しては、これまでに引用した諸文献のほか、*The New Encyclopaedia Britannica*, Encyclopaedia Britannica Inc., 1980; *Petite encyclopédie Larousse*, Librairie Larousse, 1976 の関連項目を参照した。

32) マティーン [4, pp. 61-114], 日本経済新聞社 [5, pp. 44-57], 内田・清水 [7, pp. 43-50] を参考にした。

33) 委員会, EC委員会, ヨーロッパ共同体委員会: Commission, EC Commission, Commission of the European Communities/Commission, Commission des Communautés européennes.

34) この中には、共同体の予算執行、国際協定の交渉、共同体域内と共同体域外での他機関や他国との交渉において共同体を代表する、ということが含まれる。

35) 理事会, ヨーロッパ共同体理事会: Council, Council of the European Communities/Conseil, Conseil des Communautés européennes. (閣僚理事会: Council of Ministers/Conseil des ministres と呼ばれることもある。)

36) ヨーロッパ議会, 欧州議会: European Parliament/Parlement européen, Assemblée parlementaire européenne.

いて理事会の諮問に答えること、(EC)委員会あるいは理事会に質問を提出すること、(EC)委員会の活動に同意できないときに不信任動議を採択すること³⁷⁾、(EC)委員会の提出する一般年次報告を討議すること、理事会が(EC)委員会の仮予算案をもとに作成した予算案を討議し、採択、修正、あるいは否決すること、司法裁判所における訴訟に参加し、理事会あるいは(EC)委員会の条約違反行為に対して司法裁判所に訴えを起こすこと、共同体のその他の活動に参加すること、等を挙げることができる。

(4) 司法裁判所³⁸⁾ パリ条約、ローマ条約が、ECの各機関、加盟各国政府、加盟各国民によって守られているかどうかを裁定し、EC関係の法規や条約の解釈を行う。

裁判所の構成員は9人の裁判官であり、4人の法務官がこれを補佐する³⁹⁾。独立の立場を保持し得る者で、自国において最高の司法職につく資格を有する者、あるいは一般に認められる能力を有する法律家、の中から選ばれる。加盟国政府の合意のもとに6年任期で任命される。

訴えをおこす主体は、共同体の各機関や加盟国政府ばかりでなく、共同体内の企業や個人にまでわたっている。

以上の4機関が、ヨーロッパ共同体の根幹をなすものであって、次節において紹介する国民

経済計算体系 SEC は、ヨーロッパ共同体委員会の下部組織たるヨーロッパ共同体統計局の作成したものである。加盟各国が生産・流通等に関してできるかぎり共通の条件で(すなわち国家間の差ができるかぎりなくなるようにしながら)、経済の生産力を高め、究極的にはヨーロッパの統合を達成するという思想が、ヨーロッパ共同体の根底にある。したがって、この基本方針に沿って経済を運営し、経済政策を立案するためには、EC各国の経済統計もまた共通の基準にのっとって作成されなければならない。国民経済計算の標準方式 SEC が作成されたのも、この要求にこたえるためである。

Ⅲ. 国民経済計算体系 SEC

ヨーロッパ共同体の国民経済計算の標準方式 SEC⁴⁰⁾が一応の完成をみたのは1968年、公刊されたのは1970年のことである。ECの成立が1967年、国連新SNAの公刊が1968年であるから、新SNAとSECの主たる作成作業期間は重複している。またSEC作成作業は、EC成立よりかなり前の1964年頃から始まったと言われている⁴¹⁾。いずれにせよ新SNAとSECの作成作業を担当した統計専門家たちは、基本的思想において一致しており、SECは新SNAのEC版であるとされるのが常である。

ここでは、ヨーロッパ共同体統計局によってまとめられた刊行物[6]によって、SECの統合勘定体系を見て行くことにする。

37) もし不信任動議が採択されれば、委員会の委員は総辞職しなければならない。ただし、動議採択のためには、投票総数の2/3の賛成を必要とする。

38) 司法裁判所: Court of Justice of the European Communities/Cour de justice des Communautés européennes.

39) ギリシャの加入により、現在、裁判官は10名、法務官の増員も検討中である。「法務官」という用語は、マティーンセンの邦訳[4]が'Advocate General'に対して与えている訳語であるが、「法律顧問」とする研究者もある(岡村堯「私のEC研究メモ」『月刊ECジャーナル』Jan., 1981)。

40) ヨーロッパ国民経済計算統合体系: Système européen de comptes économiques intégrés, SEC/European System of Integrated Economic Accounts, ESA. (末尾文献 OSCE [6])

41) Culmann [1, pp. 74-75], Marczewski & Granier [3, p. 52].

S E C 統 合 勘 定 体 系

財 貨 ・ サ ー ビ ス 勘 定 (C0)

中 間 消 費	(P20)	財 貨 ・ サ ー ビ ス の 生 産	(P10)
国内領域における最終消費	(P3B)	財 貨 ・ サ ー ビ ス の 輸 入	(P60)
総固定資本形成	(P21)	対生産物付加価値税	(R21)
在庫品増加	(P42)	輸 入 関 連 税 純 額	(R29-R39)
財貨・サービスの輸出	(P50)		

生 産 勘 定 (C1)

中 間 消 費	(P20)	財 貨 ・ サ ー ビ ス の 生 産	(P10)
市場価格表示の国内総生産	(N1)	対生産物付加価値税	(R21)
		輸 入 関 連 税 純 額	(R29-R39)
固定資本減耗	(A1)		
市場価格表示の国内純生産	(N11)		

所 得 生 成 勘 定 (C2)

雇 用 者 所 得	(R10)	市 場 価 格 表 示 の 国 内 総 生 産	(N1)
・居住者たる雇用者へ		補 助 金	(R30)
・非居住者たる雇用者へ		・一 般 政 府 よ り	
生 産 ・ 輸 入 関 連 税	(R20)	・海 外 よ り	
・一 般 政 府 へ			
・海 外 へ			
国内総営業余剰	(N2)		
固定資本減耗	(A1)		
国内純営業余剰	(N12)		

所 得 分 配 勘 定 (C3)

補 助 金	(R30)	国 内 総 営 業 余 剰	(N2)
海外への財産所得・企業所得支払	(R40)	雇 用 者 所 得	(R10)
対海外損害保険取引	(R50)	・居住者たる雇主より	
(他で定義されない)海外への無対価經常移転		・海 外 よ り	
	(R60)	生 産 ・ 輸 入 関 連 税	(R20)
国民総可処分所得	(N3)	海外からの財産所得・企業所得受取	(R40)
		対海外損害保険取引	(R50)
		(他で定義されない)海外からの無対価經常移転	(R60)
固定資本減耗	(A1)		
国民純可処分所得	(N13)		

所得使用勘定 (C4)

国民最終消費 居住者たる組織の対非居住者年金準備金純増	(P3A) (F911)	国民総可処分所得 非居住者たる組織の対居住者年金準備金純増	(N3) (F911)
国民総貯蓄	(N4)		
固定資本減耗	(A1)		
国民純貯蓄	(N14)		

資本勘定 (C5)

総固定資本形成	(P41)	国民総貯蓄	(N4)
在庫品増加	(P42)	海外からの資本移転	(R70)
土地および無形資産の純取得	(P70)		
海外への資本移転	(R70)		
資金余剰(+)または資金不足(-)	(N5)		

金融取引勘定 (C6)

現金通貨および通貨性預金	(F20)		
その他の預金	(F30)		
保険準備金	(F90)		
短期有価証券	(F40)		
(長期)債券	(F50)		
株式その他の持分証書	(F60)		
金融資産としての金	(F00)		
特別引出権(SDR)	(F10)		
短期貸付	(F70)		
中・長期貸付	(F80)		
対外金融資産・負債純増差額	(N6)		
資本勘定バランス項目と金融取引勘定バランス項目の誤差調整	(N5-N6)		

海外勘定 (1)

経常取引勘定 (C7)

海外への財貨・サービスの輸出	(P50)	海外からの財貨・サービスの輸入	(P60)
非居住者たる家計の国内領域における最終消費	(P33)	居住者たる家計の海外における最終消費	(P32)
非居住者雇主から居住者への雇用者所得支払	(R10)	居住者雇主からの非居住者雇用者所得支払	(R10)
海外からの営業補助金・輸入補助金	(R30)	海外への生産および輸入関連税支払	(R20)
海外からの財産所得・企業所得	(R40)	海外への財産所得・企業所得支払	(R40)
対海外損害保険取引	(R50)	対海外損害保険取引	(R50)
(他で定義されない)海外からの無対価経常移転	(R60)	(他で定義されない)海外への無対価経常移転	(R60)
非居住者たる組織の居住者に対する年金準備金純増	(F911)	居住者たる組織の非居住者に対する年金準備金純増	(F911)
		対外経常取引の余剰	(N7)

海 外 勘 定 (2)
資 本 勘 定 (C5)

対外経常取引の余剰	(N7)	海外への資本移転	(R70)
土地および無形資産の純取得	(P70)	資金余剰(+) または資金不足(-)	(N5)
海外からの資本移転	(R70)		

海 外 勘 定 (3)
金 融 取 引 勘 定 (C6)

現金通貨および通貨性預金	(F20)		
その他の預金	(F30)		
保険準備金	(F90)		
短期有価証券	(F40)		
(長期)債券	(F50)		
株式およびその他の持分証書	(F60)		
金融資産としての金	(F00)		
特別引出権(SDR)	(F10)		
短期貸付	(F70)		
中・長期貸付	(F80)		
対外金融資産・負債純増差額	(N6)		
資本勘定バランス項目と金融取引勘定バ ランス項目の誤差調整		(N5-N6)	

用 語 一 覧

- 財貨・サービス勘定 : compte de biens et services / goods and services account.
 中間消費 : consommation intermédiaire / intermediate consumption.
 国内領域における最終消費 : consommation finale sur le territoire économique / final consumption in the domestic territory.
 総固定資本形成 : formation brute de capital fixe / gross fixed capital formation.
 在庫品増加 : variation des stocks / change in stocks.
 財貨・サービスの輸出(輸入) : exportations (importation) de biens et services / exports (imports) of goods and services.
 財貨・サービスの生産 : production de biens et services / output of goods and services.
 対生産物付加価値税 : TVA (taxe sur la valeur ajoutée) grevant les produits / VAT (value added tax) on products.
 輸入関連税純額 : impôts nets liés à l'importation / net taxes linked to imports.
 生産勘定 : compte de production / production account.
 市場価格表示の国内総生産 : produit intérieur brut aux prix du marché / gross domestic product at market prices.
 固定資本減耗 : consommation de capital fixe / consumption of fixed capital.
 国内純生産 : produit intérieur net / net domestic product.
 所得生成勘定 : compte d'exploitation / generation of income account.
 雇用者所得 : rémunération des salariés / compensation of employees.
 居住者(非居住者)たる雇用者 : salariés résidents (non résidents) / resident (non-resident) employees.
 生産・輸入関連税 : impôts liés à la production et à l'importation / taxes linked to production and imports.
 一般政府 : administrations publiques / general government.
 海外 : reste du monde / rest of the world.
 国内総(純)営業余剰 : excédent brut (net) d'exploitation de l'économie / gross (net) operating surplus of the economy.

補助金 : subventions d'exploitation/subsidies.

所得分配勘定 : compte de revenu/distribution of income account.

海外への(海外からの)財産所得・企業所得支払(受取) : revenus de la propriété et de l'entreprise versés au (provenant du) reste du monde/property and entrepreneurial income paid to (received from) the rest of the world.

対海外損害保険取引 : opérations d'assurance-dommages avec le reste du monde/accident insurance transactions with the rest of the world.

海外への(からの)無対価経常移転 : transferts courants sans contrepartie au (du) reste du monde/unrequited current transfers to (from) the rest of the world.

国民総(純)可処分所得 : revenu national brut (net) disponible/gross (net) national disposable income.

所得使用勘定 : compte d'utilisation du revenu/use of income account.

国民最終消費 : consommation finale nationale/final national consumption.

年金準備金純増 : variation des réserves mathématiques de retraite/change in the actuarial reserves for pensions.

国民総貯蓄 : épargne nationale brute/gross national saving.

資本勘定 : compte de capital/capital account.

土地および無形資産の純取得 : acquisitions nettes de terrains et d'actifs incorporels/net purchases of land and intangible assets.

海外への(海外からの)資本移転 : transferts en capital au (du) reste du monde/capital transfers to (from) the rest of the world.

資金余剰 : capacité de financement/net lending, financial capacity.

資金不足 : besoin de financement/net borrowing, financial deficit.

金融取引勘定 : compte financier/financial account.

現金通貨および通貨性預金 : numéraire et dépôts à vue transférables/currency and transferable sight deposits.

その他の預金 : autres dépôts/other deposits.

保険準備金 : réserves techniques d'assurance/insurance technical reserves.

短期有価証券 : titres à court terme/bills and short-term bonds.

(長期)債券 : obligations/long-term bonds.

株式その他の持分証書 : actions et autres participations/shares and other equities.

金融資産としての金 : or financier/financial gold.

特別引出権 : droits de tirage spéciaux, DTS/special drawing rights, SDR.

短期貸付 : crédits à court terme/short-term loans.

中・長期貸付 : crédits à moyen et long terme/medium- and long-term loans.

対外金融資産・負債純増差額 : solde des créances et engagements envers le reste du monde/net change in financial assets and liabilities vis-a-vis the rest of the world.

海外勘定

経常取引勘定 : compte des opérations courantes/current transactions account.

非居住者たる家計の国内領域における最終消費 : consommation finale sur le territoire économique des ménages non résidents/final consumption of non-resident households on the domestic territory.

対外経常取引の余剰 : solde des opérations courantes avec le reste du monde/balance of current transactions with the rest of the world.

資本勘定バランス項目と金融取引勘定バランス項目の誤差調整 : ajustement entre le solde du compte de capital et le solde du compte financier/adjustment between the balancing item of the capital account and the balancing item of the financial account.

財貨・サービス勘定

表1は財貨・サービス勘定である⁴²⁾。当該国民経済の国内領域に、国内および海外からもたらされる財貨・サービスの調達と処分を示す。

42) OSCE [6, p.194, p.11]

ここで国内領域とは、

- a. 財が自由に流通し得る地理的領域(すなわち、当該国の国境線内の領域)、
- b. 当該国の税関の管理下にある自由地帯、
- c. 領空、領海、当該国が占有権を持つ公海

の大陸棚部分、

d. 海外にある当該国の飛び地(大公使館、領事館、軍事基地、学術調査基地、等の使用する外国領土)、

e. 当該国の大陸棚部分の外側の公海上にあたる油田、天然ガス鉱床、等で、当該国の居住者単位によって開発操業されているもの、から、

f. 当該国内にある海外の飛び地(外国大公使館等や国際機関、外国軍事基地、外国学術基地、の使用する当該国領土)

を除外したものである⁴³⁾。

この勘定は、物理的財貨・サービスの調達と処分を示すものであって、国内生産額とか国民生産額といった集計値はここでは定義されない。同じ対象物の調達と処分を示すものであるから、もちろん貸方と借方はバランスする。また、ここでの取引項目の記帳が、表2以下の勘定の記帳と接合しないようになっており(たとえば、貸方の項目P10「財貨・サービスの生産」は、次の生産勘定でも同じく貸方に記入されている)、不審に思われるかも知れない。実はこれは、財貨・サービス勘定では、財の物理的実体の流入・流出の方向を基準として記帳が行われているからである。つまり、生産勘定以下のような、代価・代金・報酬の流れを基準とする記帳ではないのである。

SECの勘定と取引項目には、コード記号・番号が付せられている。勘定にはC0からC7までのコード、取引項目には、P(財貨・サービス取引)、R(分配取引)、F(金融取引)という記号と番号がついている。本稿にはあらわれないが、活動部門や制度部門にもコード記号・番号が付けられている。

そのほか財貨・サービス勘定で注意すべきも

43) OSCE [6, p. 22]. 国連新SNAの定義とほとんど同じである(United Nations [8, p. 232])が、海外領海、領空、を航行、飛行する船舶、航空機についての記述がSECにはない。

国内領域: territoire économique/domestic territory.

のとして、付加価値税(TVA/VAT)がある。これは、E C諸国ではおなじみの租税であって、原則としてすべての財貨・サービスに課せられる一種の売上税である。売上の一定割合を税額とするが、何段階もの取引を経る商品は、取引の各段階で付加価値税をおさめると何重もの課税が行われることになり、しかも取引の後段階ほど高額となる。そこで、売上に税率を乗じた額から、前段階の取引(仕入れ)に含まれている税額を控除することになっている。E Cでは、1967年に、加盟各国に共通な付加価値税制度の導入を求める命令が採択されたけれども、E C全体に共通でないものもある。たとえば、税率を決定する権限は各国政府にある⁴⁴⁾。

生産勘定

国内領域の生産プロセスにおける、中間生産物、最終生産物の生産と使用に関する取引が記録される。この生産勘定以下の勘定では、バランス項目として、それぞれ何らかの意味ある集計値が定義されており、まずここでは、市場価格表示の国内総生産(N1)が得られている。これは居住者⁴⁵⁾たる生産単位の全生産活動の、単位期間内における成果を示すものである。各生産単位(またはひとつの部門)の単位期間内の市場価格表示生産額から中間消費(中間投入)を差し引いたものは、市場価格表示総付加価値⁴⁶⁾であるから、市場価格表示国内総生産は、市場価格表示総付加価値の経済全体にわたる合計に、付加価値税と輸入関連税純額を加えることによって得られる⁴⁷⁾。国民総生産は、(市場価格表示)国内総生産に、海外からの要素所

44) マティーンセン [4, p. 224].

45) 居住者あるいは居住者単位(unité résidente/resident unit)とは、当該国の国内領域において、1年以上にわたって取引を遂行している主体(単位)をさす(OSCE [6, p. 22]).

46) 市場価格表示総付加価値: valeur ajoutée brute aux prix du marché/gross value added at market prices.

47) OSCE [6, p. 15].

得(雇用者所得, 財産所得, 企業所得)受取を加え, 海外への要素所得の支払を差し引くことによって得られる。

所得生成勘定

この勘定は分配取引を記録し, バランス項目として, 国内総営業余剰(N2)を与えている。国内総営業余剰は国内領域における生産単位が, 当該単位期間内に生成せしめた価値のうち, 雇用者所得や生産・輸入関連税を支払ったあとに得るもの, すなわち, 財産所得や企業所得を含んでいる。固定資本減耗を控除して得られる国内純営業余剰は, 経済全体にわたる財産所得と企業所得の合計に相当する。国内という用語でもわかるように, ここには海外に分配されるべき財産所得等も含まれていることに注意すべきである。

所得分配勘定

ここでは居住者あるいは海外に分配されるべき所得が, 源泉(貸方)と処分(借方)として示されている。前の所得生成勘定で処分側にあられた雇用者所得(R10)や生産・輸入関連税(R20)が再び源泉側に出てくるけれども, 取引の内容は同じものではない。雇用者所得について言うと, この勘定では, 前勘定記入値から海外へ(非居住者へ)支払われる分が控除され, 海外からの(居住者たる雇用者の)受け取り分が加算されているのである。生産・輸入関連税についても同様の処理がなされている⁴⁸⁾。以上のことから, バランス項目(N3)は, 当該国内領域の居住者が最終消費と貯蓄に利用し得る可処分所得を, 国民概念にもとづいて与えようとするものであることがわかる。

所得使用勘定

上述のように, この勘定には, 当該国民が所得を最終消費と貯蓄に振り分けるありさまが表示されるが, その際, 貯蓄の中に国民概念によ

る年金準備金の純増を含めるために, 海外から当該国の居住者分として支払われる年金準備金を加え, 海外居住者に国内から支払われるそれを控除している。(年金準備金を保有するものは必ずしも, 居住者保険機関でなくてもよい。)

資本勘定

当勘定と次の金融取引勘定は, 資産蓄積の源泉調達と, その源泉の(種々の資産形態への)処分を示す。両勘定をひとつの勘定とすることもできるわけだが, ここでは, 実物資産蓄積を表示する勘定(C5)と金融資産蓄積を表示する勘定(C6)に分けて表示されている。

資本勘定の処分側(借方)は, 実物資産のいろいろな形態での蓄積を示している。右側(貸方)は, 実物取引のうらづけをもった蓄積源泉の調達である。すなわちここには, 財貨・サービス生産活動から発生した(可処分)所得の支出残余分としての国民総貯蓄と, (海外から無対価で供給される開発・建設援助資金, 固定資本の現物供与, 災害援助資金, 災害あるいは戦災の賠償金, 等の)海外からの資本移転⁴⁹⁾とが含まれている。源泉調達と処分の差は, それが正值の場合は資金余剰, 負値を取る場合は資金不足と呼ばれるのは周知のことであろう。

金融取引勘定

これは貸方に金融的蓄積源泉(負債あるいは金融的債務)の調達, 借方には金融資産の蓄積を示す。実際の取引においては, 調達された金融的債務がかならず金融資産として処分されるわけではなく, 実物資産になったり, そのまま金融資産としてその期間中は保持されたりすると, また負債の増減はなくとも実物資産が金融資産になったり逆に金融資産が実物資産に変換されることもある, といったことを考えると, 資本勘定と金融取引勘定を分けることに必然的な根拠があるわけではない。金融取引勘定は, 単に, 国民経済における金融的債務と金融資産

48) OSCE [6, p. 12].

49) OSCE [6, p. 92].

の、量と構成比の変動を示すものと考えればよいであろう。つまりこの第七勘定を資金循環表として見るのである。

バランス項目は、国民経済の金融資産純増と負債純増の差であるから、そのままそのように表示してあるが、これは理論的には前勘定の資金過不足と同じ値を取るべきものである。しかし、現実には推計方法の違い、資料の性格の違い、集計誤差、等によって値は一致しない。それで、勘定の欄外に誤差調整のための項目が設けられているのである。ただし、この誤差調整項目は勘定の取引項目には入れられない(入れると、勘定の貸借がバランスしない)ので、接合的たるべき勘定体系のなかでは納める場所のない目ざわりなものである。これを勘定の中にはめ込むには、資産・負債純増差額の中にこの誤差調整の値を加え、あらためて、この誤差調整額に逆の符号をつけたもの(正・負を逆にしたもの)を誤差調整項目とすればよいのである。そうすれば、金融取引勘定は、この誤差調整項目を入れなければバランスしなくなる。もちろんその場合、あとの海外勘定の金融取引勘定においても、この取引項目の符号を変えて欄外から勘定内へ移さねばならない。金融資産・負債純増差額の変更も同様である。

海外勘定

これまでの取引のうち、海外とのそれを、經常取引、資本取引、金融取引に類別して、三つの勘定にしたものである。新しいバランス項目たる対外經常取引の余剰は、經常取引勘定と資本取引勘定が分割されたことにより必要になった項目である。

金融取引勘定には金融資産のいろいろなアイテムがあがっている。「通貨性預金」とは当座

預金、普通預金のような流動性の高い預金、いわゆる要求払預金、預金通貨のことである。「その他の預金」とは、比較的流動性の低い、定期性預金、等である。「金融資産としての金」は、工業用以外の目的で保有される金のこと、財への請求権、海外への請求権となり得るものである。

以上で、SECの統合勘定体系をひとつと見たとおりのこととなる。最後に、この基準に則して、毎年かなり大部のEC国民経済計算統計がヨーロッパ共同体統計局の手でまとめられ、各国語で刊行されていることをつけ加えておこう。

参 考 文 献

- [1] H. Culmann, *Les comptabilités nationales*, (Que sais-je? N° 1165) P.U.F., 1978.
- [2] A. マルシャル『統合ヨーロッパへの道』岩波書店, 1969年 (A. Marchal, *L'Europe solidaire*, Cujas, 1964 の邦訳).
- [3] J. Marczewski & R. Granier, *Comptabilité nationale*, 3^e éd., Dalloz, 1978.
- [4] P. マティール『EC法入門』有斐閣, 1982年 (P. Mathijsen, *A Guide to European Community Law*, Sweet & Maxwell, 1980 の邦訳).
- [5] 日本経済新聞社編『ECの知識(新版)』日本経済新聞社, 1982年.
- [6] Office statistique des Communautés européennes, *Système européen de comptes économiques intégrés—SEC*, Office des publications des Com. Eur., 1970, 2^e éd. 1979/*European System of Integrated Economic Accounts—ESA*, Office for Official Pub. of E.C., 2nd ed. 1979.
- [7] 内田勝敏・清水貞俊『EC経済を見る眼』有斐閣, 1982年.
- [8] United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Statistical Office, *A System of National Accounts*, Ser. F, No. 2, rev. 3, United Nations, 1968 (経済企画庁国民所得部訳『新国民経済計算の体系』経済企画庁, 1974年).

〔横浜国立大学経営学部助教授〕